

第
6
章

実施体制と進行管理

1 実施体制と進行管理

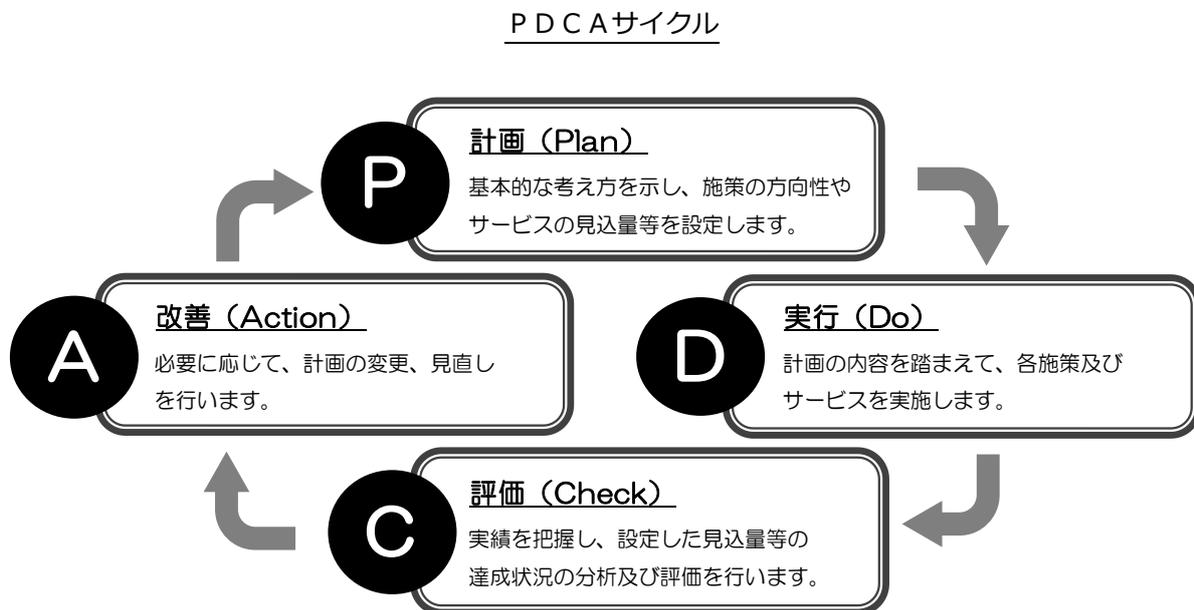
(1) 実施体制

第4期障がい者計画は、第4期～第7期障がい福祉計画、第1期～第3期障がい児福祉計画と一体的に推進するものとし、福祉部と児童部が共同し、障がい当事者、庁内関係部課、関係団体・機関、関係行政機関等と連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

(2) 進行管理体制

第4期障がい者計画の円滑な推進を図るため、「吹田市障がい者施策推進委員会」及び「吹田市地域自立支援協議会」において、計画の推進方法について意見を求めるとともに、定期的に進捗状況の点検や評価を行います。

特に、本市における障がい福祉サービスの種類ごとの具体的な実施内容、必要な見込量、その確保のための方策等を定める「第5期吹田市障がい福祉計画（第4章）」及び障がい児福祉サービスの種類ごとの具体的な実施内容、必要な見込量、その確保のための方策等を定める「第1期吹田市障がい児福祉計画（第5章）」においては、PDCAサイクルを取り入れ、実績を把握し、設定した見込量等の達成状況の分析及び評価を行い、必要があると認める時は、その変更や事業の見直し等について検討します。



(3) 国、府等の動きへの反映

第4期障がい者計画、第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の着実な推進に向けて、障がい者団体をはじめ、ボランティア団体、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等、多くの地域関係団体の協力・連携を図ります。

一市町だけでは取組が困難で、広域的な対応を必要とする障がい者のニーズについては、大阪府との緊密な連携のもと、取り組んでいきます。

法改正にも十分注視し、計画を改正する必要がある場合には、吹田市障がい者施策推進委員会を開催し、具体的な計画の見直しを行い、計画を推進します。

